

2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

高松市における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた用途地域の状況は表 4-2-24 に、調査区域における位置は図 4-2-10 に示すとおりです。

調査区域には、高松市内市街地を中心として用途地域が指定されています。

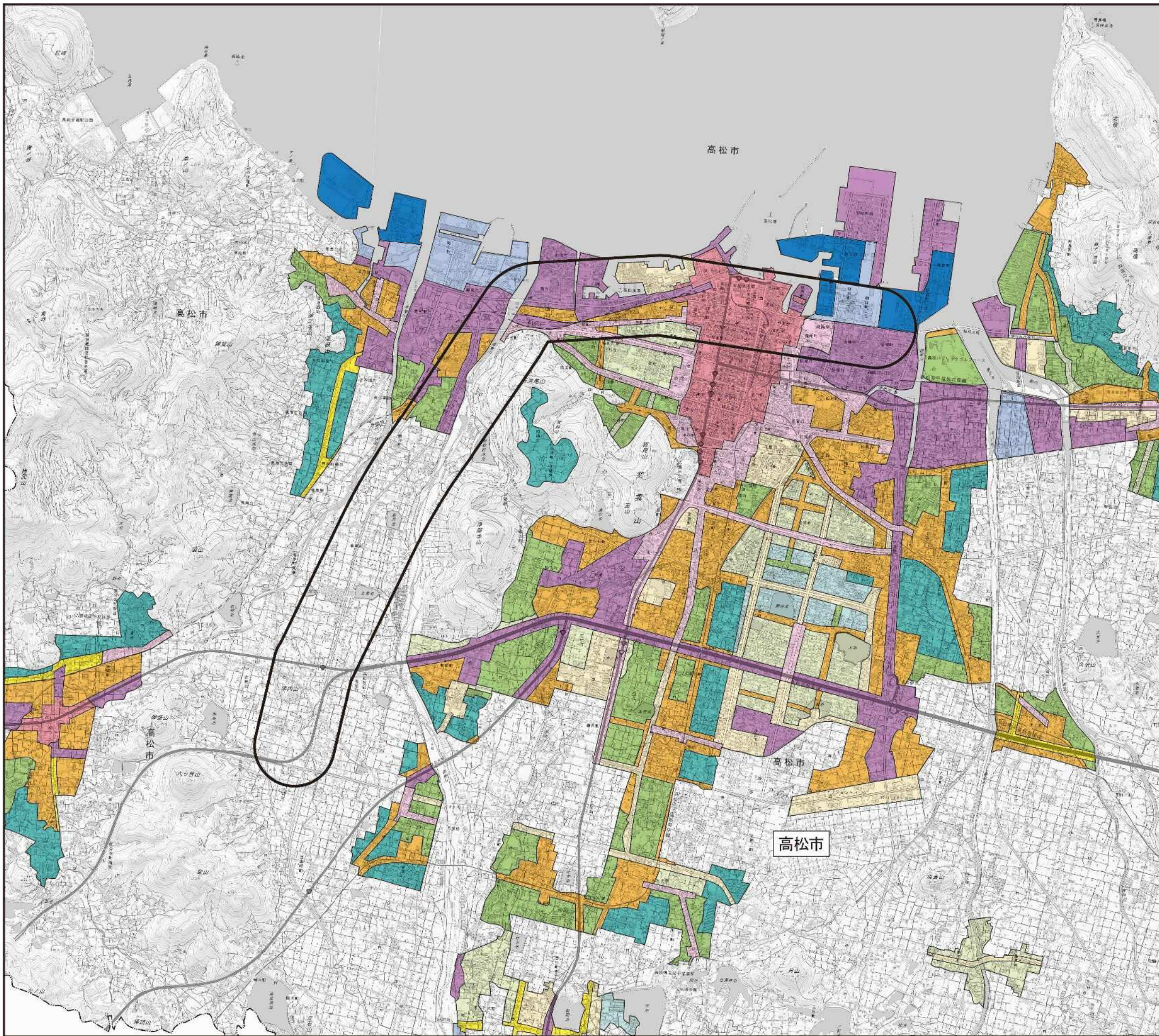
実施区域には、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域があります。

表 4-2-24 都市計画区域及び用途地域の指定状況

[単位：ha]

都市計画区域名		高松広域
都市名		高松市
都市計画区域面積		24,112
指定年月日	当初	大正 15 年 5 月 19 日
	最終	平成 16 年 5 月 17 日
用途地域	第一種低層住居専用	887
	第二種低層住居専用	149
	第一種中高層住居専用	941
	第二種中高層住居専用	440
	第一種住居	1,300
	第二種住居	438
	準住居	94
	近隣商業	432
	商業	265
	準工業	1,149
	工業	215
	工業専用	179
	計	6,489
指定年月日	当初	昭和 48 年 12 月 11 日
	最終	令和 4 年 1 月 28 日

出典：「香川県の都市計画」（令和6年3月、香川県）

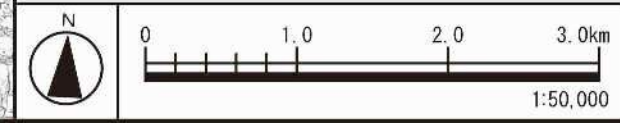


記号	区分
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

出典：「高松市地図情報システム たかまつぶ」(令和7年7月現在、高松市HP)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-10 用途地域図



2) 環境基本法第十七条の規定に基づく公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第17条の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画(公害防止計画)は策定されていません。

3) 大気汚染防止法第五条の二第一項に規定する指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)第5条の2第1項に規定する指定地域はありません。

4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域はありません。

5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

6) 環境基本法に基づく環境基準及び類型の指定状況

調査区域における「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条の規定に基づく環境基準及び類型指定状況を以下に示します。

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表4-2-25に示すとおりです。この基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除き、人が生活している地域又は場所に対して一律に適用されます。

表4-2-25 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
<p>備考1: 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>備考2: 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>備考3: 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>備考4: 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>備考5: ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>備考6: 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

出典: 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

(2) 騒音に係る環境基準及び類型指定状況

騒音に係る環境基準及び類型指定のうち、騒音に係る環境基準は表 4-2-26 に、騒音に係る環境基準の類型指定状況は表 4-2-27 及び図 4-2-11 に示すとおりです。

調査区域では、騒音に係る環境基準が設定されており、地域の類型が指定されています。実施区域では、A 類型、B 類型、及び C 類型が指定されています。

表 4-2-26(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 注2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 注3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 注4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 注5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 4-2-26(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表4-2-26(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。
 出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 4-2-26(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

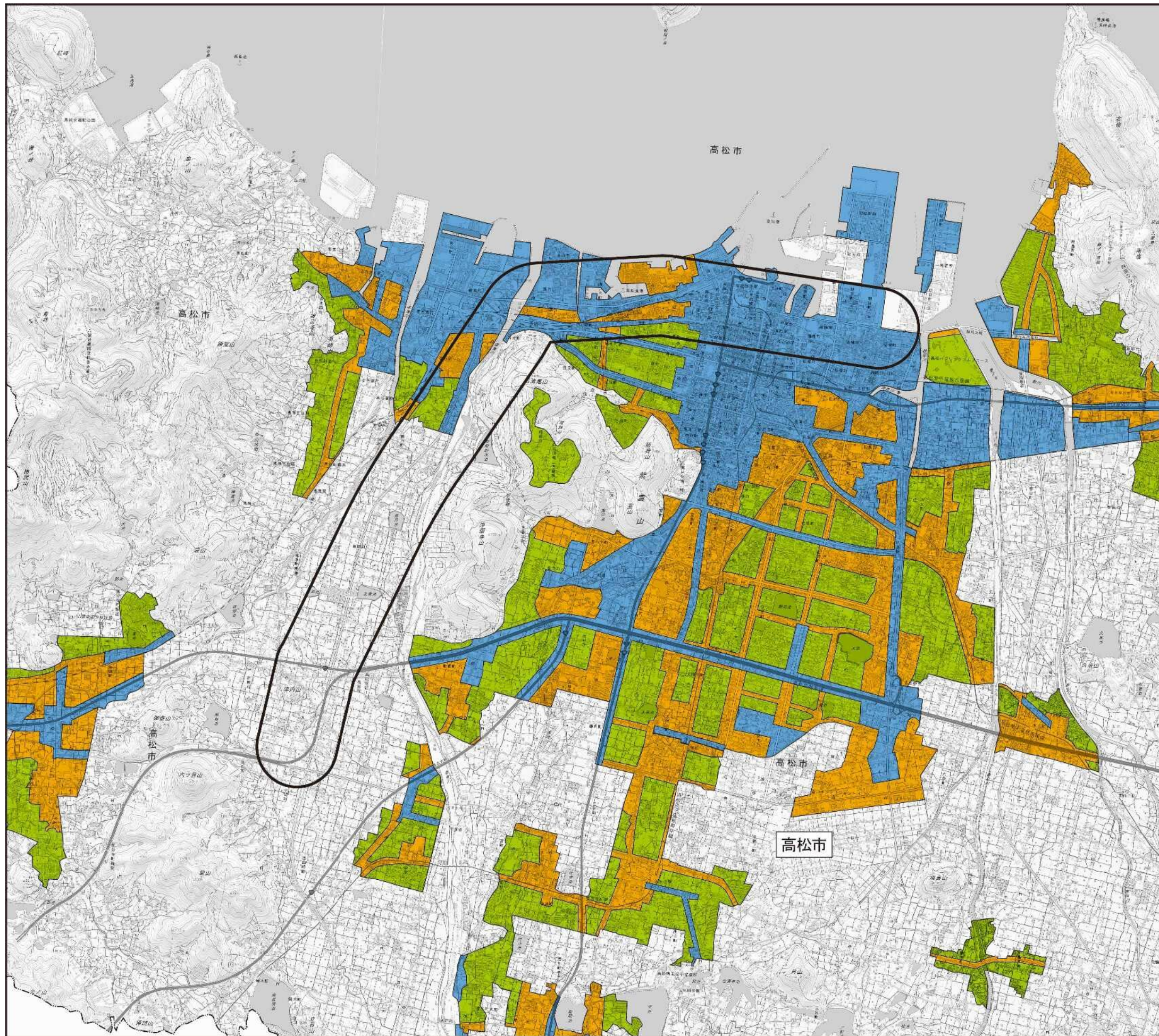
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 4-2-27 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定状況

地域の類型	用途地域の目安
AA	高松市内では特に定めなし
A	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域
B	第一・二種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和6年度版 香川県環境白書」（令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課）
 「令和6年度版 高松市環境白書」（令和7年1月、高松市環境局環境総務課）

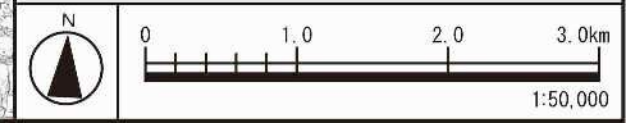


記号	騒音に係る環境類型
	A類型
	B類型
	C類型

出典：「高松市地図情報システム たかまっぷ」(令和7年7月現在、高松市HP)
「令和6年度版 香川県環境白書」(令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課)
「令和6年度版 高松市環境白書」(令和7年1月、高松市環境局環境総務課)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-11 騒音に係る環境基準における地域指定状況



(3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があり、それぞれ表 4-2-28 及び表 4-2-29 に示すとおりです。人の健康の保護に関する環境基準は全ての公共用水域に適用されますが、生活環境の保全に関する基準は公共用水域（河川、湖沼、海域）ごとに、水域の類型別に定められています。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 7 条の規定により定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、表 4-2-30 に示すとおりです。

調査区域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況は、表 4-2-31～表 4-2-34 及び図 4-2-12 に示すとおりです。

調査区域では、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、河川及び海域の類型が指定されています。

実施区域では、河川の類型として、香東川下流、本津川下流が B 類型に、摺鉢谷川が C 類型に、杣場川が D 類型に、海域の類型として、高松港が B 類型に、備讃瀬戸が A 類型に指定されています。

表 4-2-28 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2：「検出されないこと」とは、各項目において、環境基準に示されている測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表 4-2-29 も同様である。 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.02mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-29(1) 生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4：水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 5：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 6：水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 7：大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級…コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級…特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-29(2) 生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-29(3) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

1：アルカリ性法とは次のものをいう。
 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{N}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$
 (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値(mL)
 (b)：蒸留水について行なった空試験値(mL)
 fN₂S₂O₃：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

2：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

3：大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全・・・自然探勝等の環境保全
 注2) 水産1級・・・マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級・・・ボラ、ノリ等の水産生物用
 注3) 環境保全・・・国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-29 (4) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV 以下の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考			
1: 基準値は、年間平均値とする。			
2: 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注1) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種…底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種…一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種…汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全…年間を通して底生生物が生息できる限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 4-2-29 (5) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典: 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 4-2-29 (6) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
<p>備考</p> <p>1：基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2：底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</p>		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-30 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
<p>備考</p> <p>1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2：基準値は、年間平均値とする。</p>	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

表 4-2-31 公共用水域の類型指定状況（河川）

No.	水域	範囲	該当 類型	達成 期間	類型指定年月日
1	春日川	全域	B	ロ	昭和 49 年 4 月 10 日（県告示）
2	新川	全域	B	ロ	昭和 49 年 4 月 10 日（県告示）
3	相引川	全域	D	イ	平成 27 年 3 月 31 日（県告示） （平成 27 年 4 月 1 日）
4	詰田川	木太大橋より上流	C	イ	令和 5 年 3 月 31 日（県告示） （令和 5 年 4 月 1 日）
5	御坊川	全域	E	ロ	令和 5 年 3 月 31 日（県告示） （令和 5 年 4 月 1 日）
6	杣場川	全域	D	イ	平成 26 年 4 月 1 日（県告示）
7	摺鉢谷川	全域	C	イ	平成 31 年 3 月 29 日（県告示） （平成 31 年 4 月 1 日）
8	香東川下流	岩崎橋より下流	B	イ	平成 25 年 3 月 29 日（県告示） （平成 25 年 4 月 1 日）
9	本津川上流	学校橋より上流	A	イ	〃
10	本津川下流	学校橋より下流	B	イ	〃

注) 達成期間「イ」とは、直ちに達成、「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成
 出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」（令和7年7月現在、香川県環境森林部環境管理課 HP）

表 4-2-32 公共用水域の類型指定状況（海域）

No.	水域	該当 類型	達成 期間	類型指定年月日
1	高松港	B	イ	平成 14 年 3 月 29 日（環境省告示）
2	備讃瀬戸	A	イ	昭和 49 年 5 月 13 日（環境庁告示）
3	東讃海域	A	イ	昭和 49 年 12 月 13 日（県告示）
4	詰田川尻	A	ハ	昭和 49 年 5 月 13 日（環境庁告示）

注) 達成期間「イ」とは、直ちに達成、「ハ」とは、5年を越える期間で可及的速やかに達成
 出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」（令和7年7月現在、香川県環境森林部環境管理課 HP）

表 4-2-33 公共用水域の類型指定状況（海域）

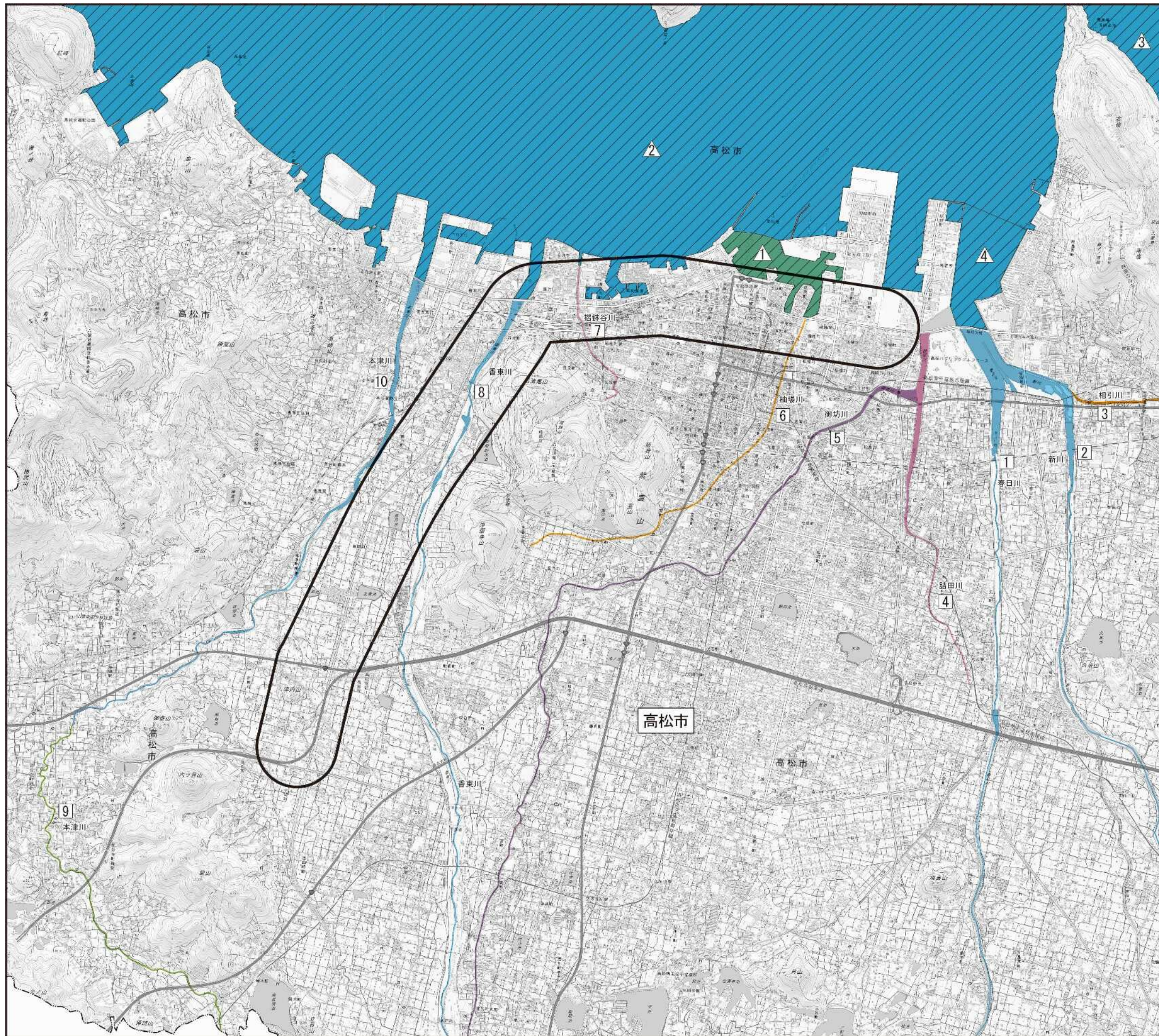
No.	水域	該当 類型	達成 期間	類型指定年月日
2	備讃瀬戸（イ）	Ⅱ	イ	平成 15 年 3 月 27 日（環境省告示）
3	東讃海域	Ⅱ	イ	平成 16 年 4 月 20 日（県告示）

注) 達成期間「イ」とは、直ちに達成
 出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」（令和7年7月現在、香川県環境森林部環境管理課 HP）

表 4-2-34 公共用水域の類型指定状況（海域）

No.	水域	該当類型	達成 期間	類型指定年月日
a	備讃瀬戸（全域）	生物 A	イ	平成 27 年 3 月 31 日（環境省告示）
b	備讃瀬戸（イ）	生物特 A	イ	〃

注1) 「全域」とは、（イ）を除く範囲である
 注2) 達成期間「イ」とは、直ちに達成
 出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」（令和7年7月現在、香川県環境森林部環境管理課 HP）

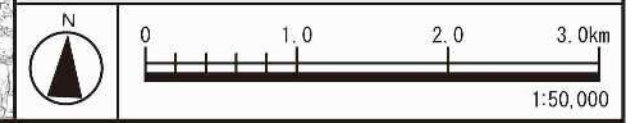


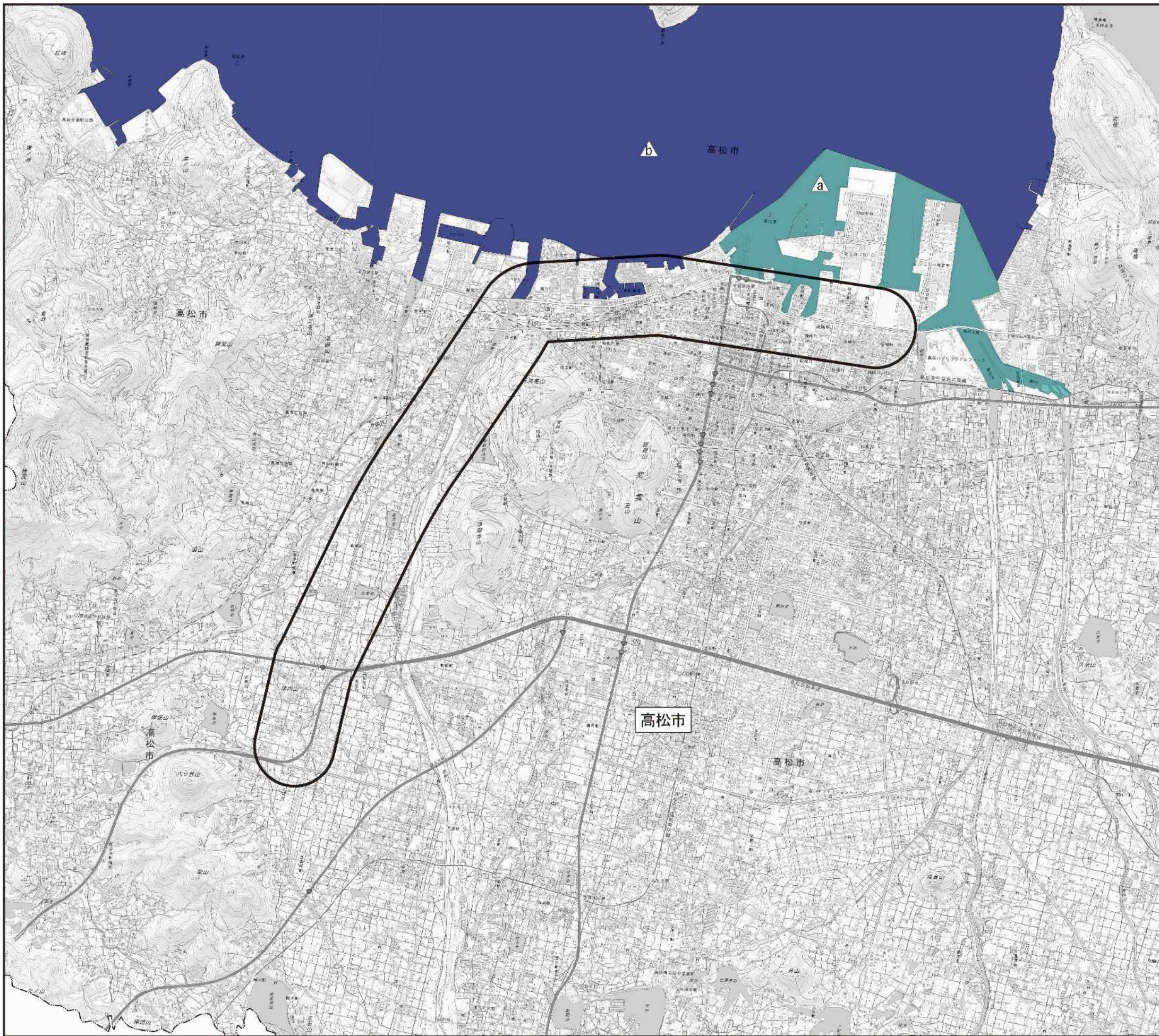
区分	記号	類型	番号	名称
河川	[Blue wavy line]	B類型	①	春日川
			②	新川
	[Yellow wavy line]	D類型	③	相引川
	[Pink wavy line]	C類型	④	詰田川
	[Purple wavy line]	E類型	⑤	御坊川
	[Orange wavy line]	D類型	⑥	柚場川
	[Pink wavy line]	C類型	⑦	摺鉢谷川
	[Blue wavy line]	B類型	⑧	香東川下流
	[Green wavy line]	A類型	⑨	本津川上流
	[Blue wavy line]	B類型	⑩	本津川下流
海域	[Green oval]	B類型	①	高松港
	[Blue oval]	A類型	②	備讃瀬戸
			③	東讃海域
			④	詰田川尻
			⑤	備讃瀬戸(イ)
	[Hatched oval]	Ⅱ類型	⑥	東讃海域

出典：「公共用水域水質測定結果(令和5年度)」
 (令和7年7月現在、香川県環境森林部環境管理課HP)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-12(1) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定図



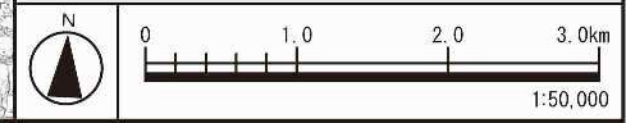


区分	記号	類型	番号	名称
海域		生物A	△a	備讃瀬戸(全域)
		生物特A	△b	備讃瀬戸(イ)

注)「全域」とは、「イ」を除く範囲である
 出典:「公共用水域水質測定結果(令和5年度)」
 (令和7年7月現在、香川県環境森林部環境管理課HP)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-12(2) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定図



(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-2-35 に示すとおりです。この基準は、全ての地下水に対して一律に適用されます。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 7 条の規定により定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、表 4-2-36 に示すとおりです。

表 4-2-35 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	2：「検出されないこと」とは、各項目において、環境基準に示されている測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.02mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

表 4-2-36 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
備考	
1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2：基準値は、年間平均値とする。	

注) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）第7条の規定により定められたダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準は、表 4-2-37 に示すとおりです。

表 4-2-37 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下
備考	
基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

注) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表4-2-38に示すとおりです。この基準は、汚染がもつぱら自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、全ての土壌に対して一律に適用されます。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条の規定により定められたダイオキシン類による土壌の汚濁に係る環境基準は、表4-2-39に示すとおりです。

表4-2-38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	<p>1: 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2: カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3: 「検液中に検出されないこと」とは、各項目において、環境基準に示されている測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4: 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5: 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。	
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	

出典:「土壌環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

表 4-2-39 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <p>1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2：土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3：土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

7) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の
 限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に基づく指定地域内における「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)で定める自動車騒音の限度を適用する地域があります。自動車騒音の限度、時間の区分の状況は、表4-2-40に示すとおりです。また、高松市における騒音規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4-2-41に、位置は図4-2-13に示すとおりです。

実施区域では、a区域、b区域、及びc区域が指定されています。

表 4-2-40 自動車騒音の限度及び時間の区分

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1) a区域：専ら住居の用に供される区域
- 2) b区域：主として住居の用に供される区域
- 3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注1) 車線とは、一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注2) 昼間とは、午前6時から午後10時までの間をいう。

注3) 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

注4) デシベルとは、「計量法」(平成4年5月20日法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注5) 表4-2-40に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注6) 幹線交通を担う道路とは、「道路法」(昭和27年6月10日法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに「道路運送法」(昭和26年6月1日法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」(昭和44年8月25日建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

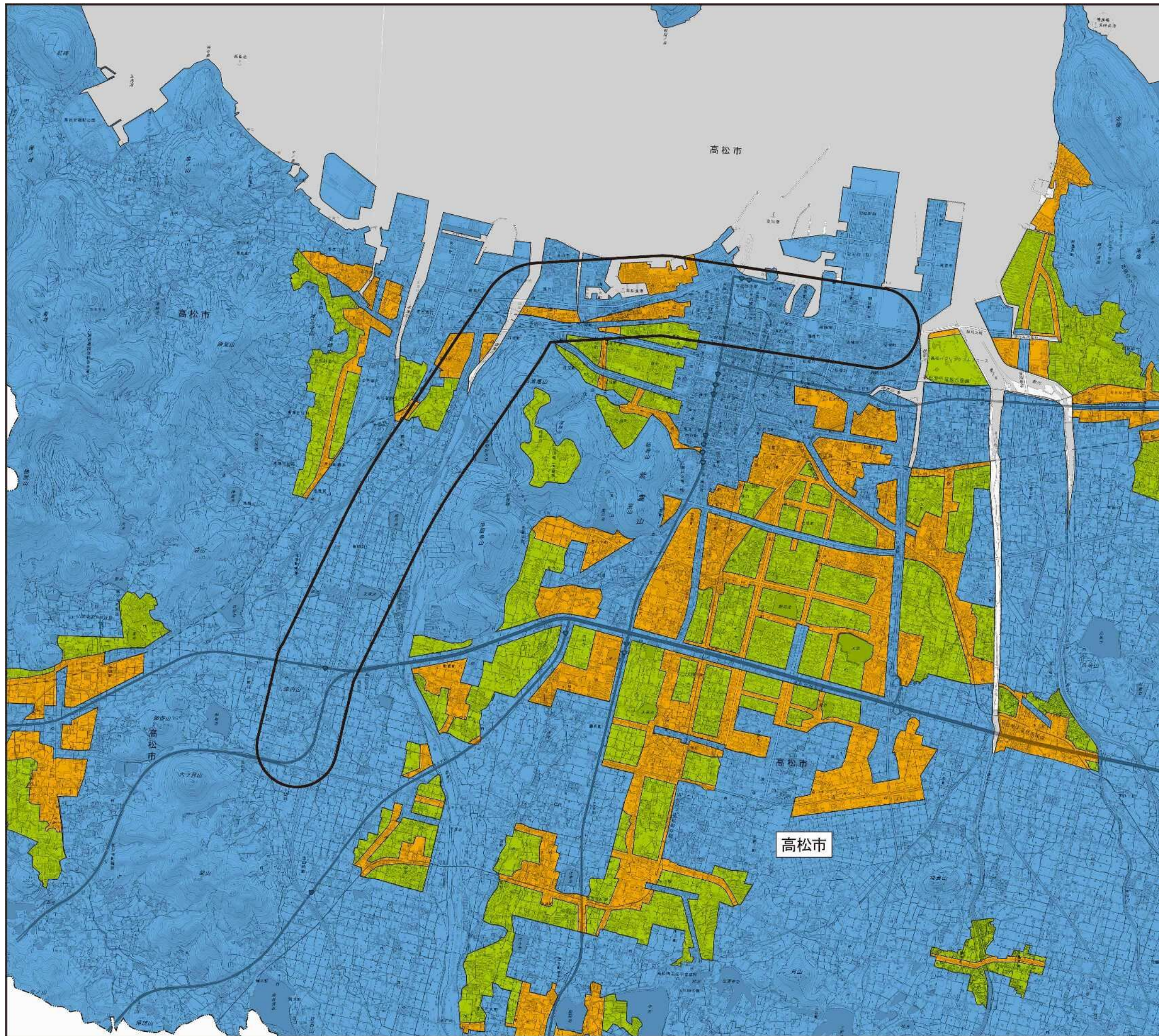
表 4-2-41 騒音規制区域の地域指定状況及び区域の区分

地域の類型	用途地域
a区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域 用途地域が定められていない区域 ^{※1}
b区域	第一・二種住居地域、準住居地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 用途地域が定められていない地域 ^{※2} 、工業地域、工業専用地域

※1) 都市計画区域内であつて用途地域が定められていない区域(瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。)をいう。

※2) 都市計画区域内であつて用途地域が定められていない区域(瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。)並びに都市計画区域外の区域をいう。

出典：「騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域・規制基準について」(令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課 HP)
 「令和6年度版 香川県環境白書」(令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課)
 「令和6年度版 高松市環境白書」(令和7年1月、高松市環境局環境総務課)

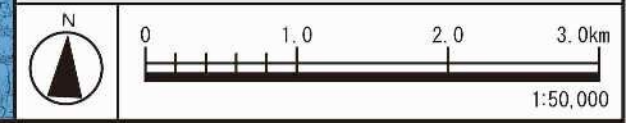


記号	自動車騒音の要請限度
	a区域
	b区域
	c区域

出典：「高松市地図情報システム たかまっぷ」(令和7年7月現在、高松市HP)
「令和6年度版 香川県環境白書」(令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課)
「令和6年度版 高松市環境白書」(令和7年1月、高松市環境局環境総務課)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-13 騒音規制法に係る自動車騒音の限度の地域指定状況図



8) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分は表4-2-42に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4-2-43に、位置は図4-2-14に示すとおりです。

実施区域では、第1号区域及び第2号区域が指定されています。

表4-2-42 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分

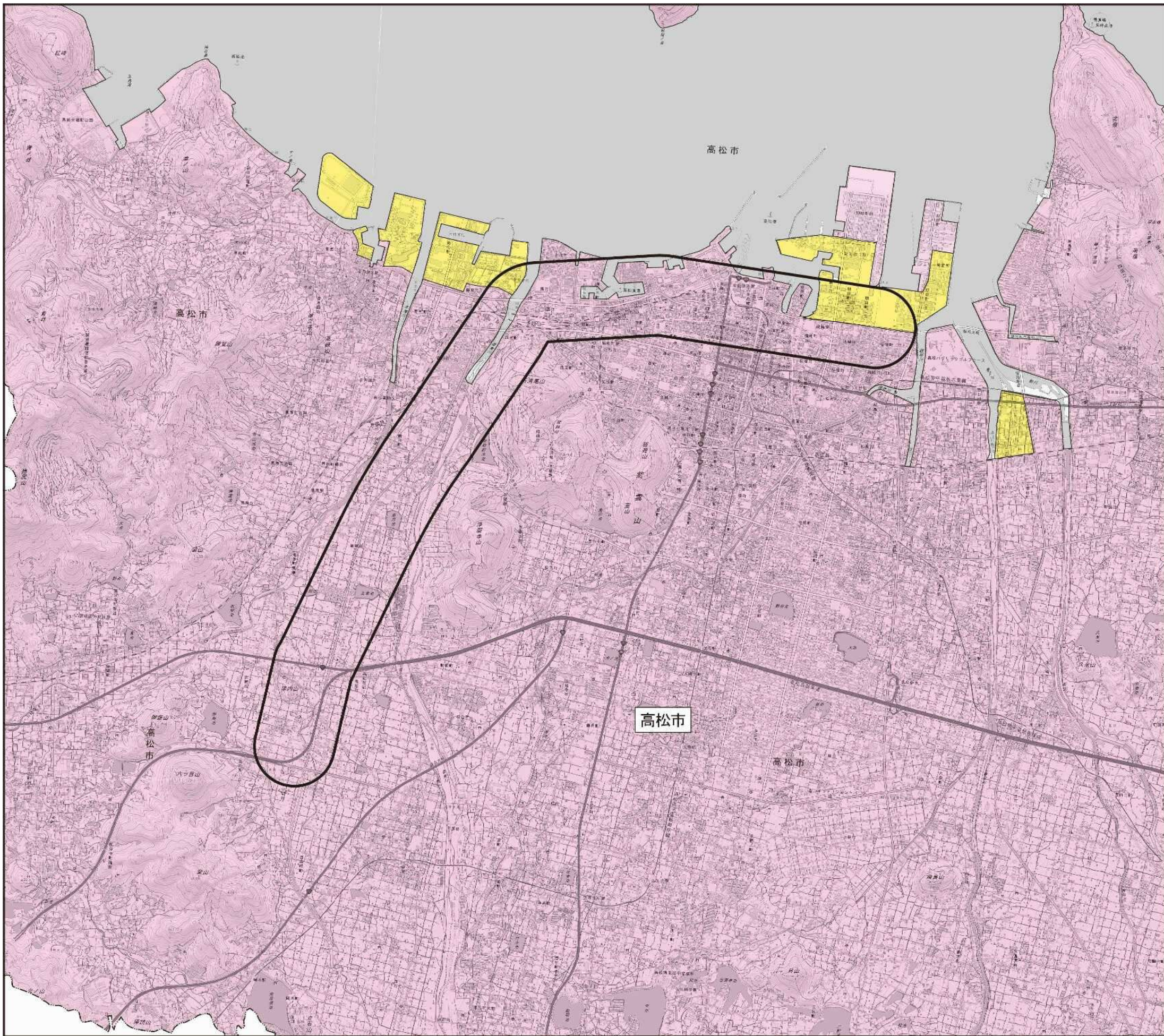
区域	敷地の境界における騒音の基準	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第2号区域		午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	14時間を超えないこと		

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

表4-2-43 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況及び区域の区分

区域	用途地域
第1号区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域が決定されていない地域
第2号区域	工業地域、工業専用地域 ※ただし、そのうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の周囲80m以内は第1号区域に該当する。

出典：「令和6年度版 香川県環境白書」(令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課)
「令和6年度版 高松市環境白書」(令和7年1月、高松市環境局環境総務課)



記号	区分
	第1号区域
	第2号区域

出典：「高松市地図情報システム たかまっぷ」（令和7年7月現在、高松市HP）
「令和6年度版 香川県環境白書」（令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課）
「令和6年度版 高松市環境白書」（令和7年1月、高松市環境局環境総務課）


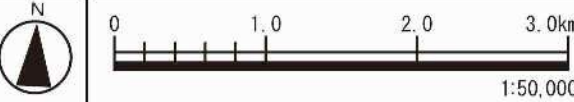
 都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-14 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制区域図



9) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項の規定に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第16条第1項に基づく道路交通振動の限度を適用する地域があります。道路交通振動の限度、時間の区分の状況は、表4-2-44に示すとおりです。また、高松市における振動規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4-2-45に、位置は図4-2-15に示すとおりです。

実施区域では、第1種区域及び第2種区域が指定されています。

表4-2-44 道路交通振動の限度及び時間の区分

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8時～19時)	夜間(19時～翌日8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1: 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

備考2: 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長。)が定めた時間をいう。

昼間: 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで

夜間: 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

備考3: デシベルとは、「計量法」(平成4年5月20日法律第51号)別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

備考4: 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典: 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表4-2-45 振動規制区域の地域指定状況及び区域の区分

区域の区分	都市計画用途地域の目安
第1種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない区域 ^{※1}
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、用途地域が定められていない区域 ^{※2}

※1) 都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域(瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。)をいう。

※2) 都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域(瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。)並びに都市計画区域外の区域をいう。

出典: 「騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域・規制基準について」(令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課 HP)

「令和6年度版 香川県環境白書」(令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課)

「令和6年度版 高松市環境白書」(令和7年1月、高松市環境局環境総務課)

10) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する
基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分は表4-2-46に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4-2-47に、位置は図4-2-14に示すとおりです。

実施区域では、第1号区域及び第2号区域が指定されています。

表4-2-46 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び時間の区分

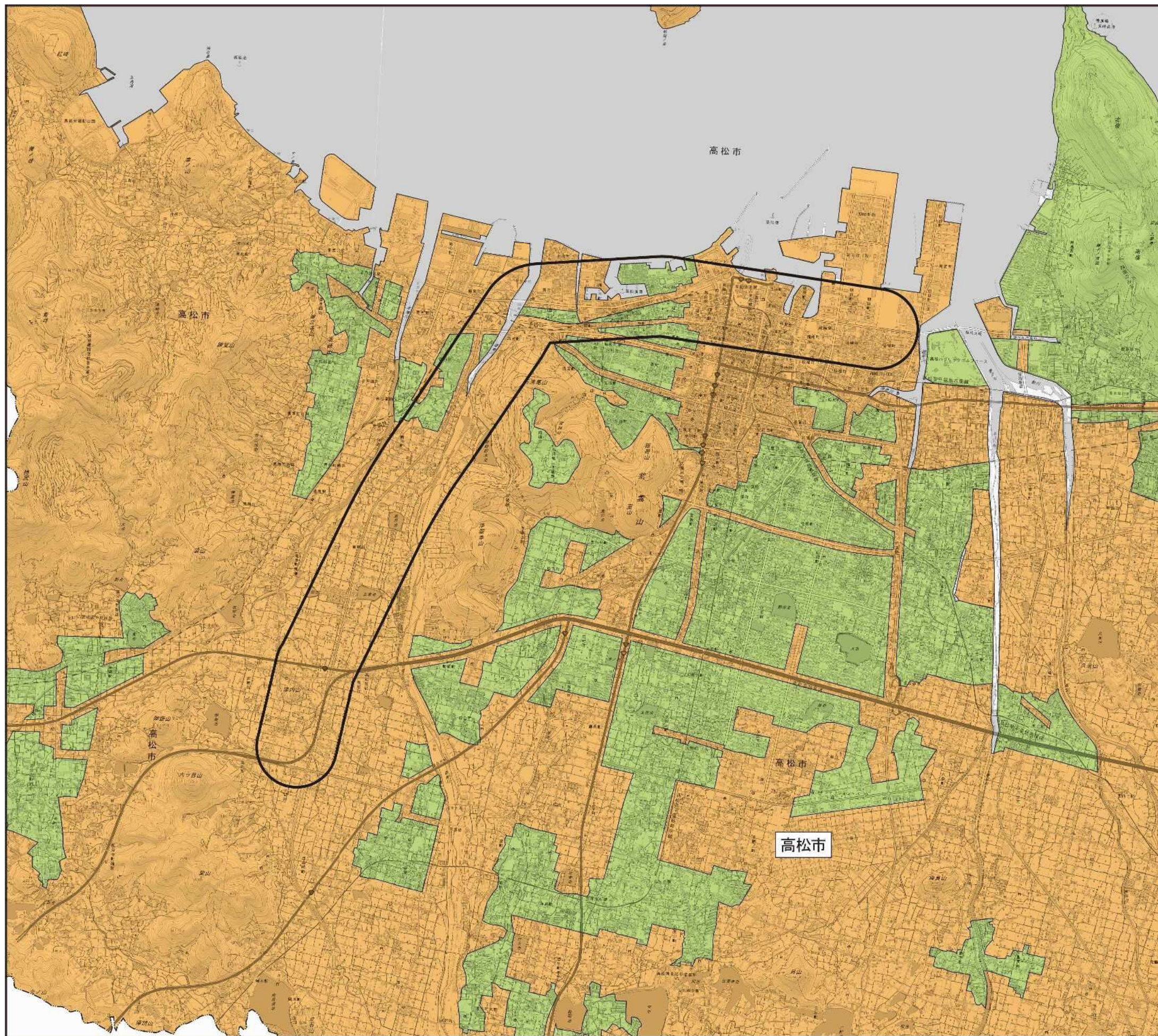
区域	敷地の境界における振動の基準	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	75dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第2号区域		午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	14時間を超えないこと		

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表4-2-47 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況及び区域の区分

区域	用途地域
第1号区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域が決定されていない地域
第2号区域	工業地域、工業専用地域 ※ただし、そのうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の周囲80m以内は第1号区域に該当する。

出典：「令和6年度版 香川県環境白書」(令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課)
「令和6年度版 高松市環境白書」(令和7年1月、高松市環境局環境総務課)

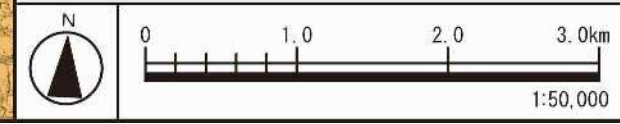


記号	区分
	第1種区域
	第2種区域

出典：「高松市地図情報システム たかまっぷ」（令和7年7月現在、高松市HP）
「令和6年度版 香川県環境白書」（令和6年12月、香川県環境森林部環境政策課）
「令和6年度版 高松市環境白書」（令和7年1月、高松市環境局環境総務課）

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-15 振動規制法に係る道路交通振動の限度の地域指定状況図



11) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域

(1) 全国一律の排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)では有害物質による汚染として28項目、その他の汚染として15項目について全国一律の排水基準を定めています。

排水基準は、表4-2-48に示すとおりです。

表4-2-48(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：
	海域に排出されるもの：
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：
	海域に排出されるもの：
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(昭和49年11月12日政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年7月10日法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 4-2-48 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の汚染）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数） （pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの：	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）		200mg/L （日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L （日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L （日間平均 8mg/L）
備考		
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン（りん）含有量についての排水基準は、リン（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」=昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号（排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>※「環境大臣が定める海域」=平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 67 号（排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

(2) 「水質汚濁防止法第三条第三項の排水基準に関する条例」による上乘せ排水基準

香川県では「香川県生活環境の保全に関する条例」(昭和46年3月20日香川県条例第1号)により上乘せ排水基準を定め、規制が行われています。調査区域では、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっています。

上乘せ排水基準は、表4-2-49に示すとおりです。

表4-2-49(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乘せ排水基準)

特定事業場の区分	項目	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)		フェノール類含有量 (mg/L)
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	
		最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	
昭和50年1月1日以前に設置されている特定事業場(同ら工事がないを含む。)	畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの	120	100	120	100	90	70			
	食品製造業に係るもの	80	60	80	60	60	50			
	果実缶詰製造業に係るもの	120	100	120	100	90	70			
	その他のもの	40	30	40	30	40	30		20	
	排出水の量が1,000m ³ 以上のもの	60	50	60	50	60	50		20	
	排出水の量が500m ³ 以上1,000m ³ 未満のもの	120	100	120	100	90	70		20	
	排出水の量が500m ³ 未満のもの	60	50	60	50	60	50		20	
	動物系飼料、有機質肥料又は動植物油脂の製造業に係るもの	60	50	60	50	60	50		20	
	繊維工業に係るもの	80	60	80	60	90	70			
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	60	50	60	50	60	50			
	繊維板製造業又はパルプ製造業に係るもの	120	100	120	100	120	100			
	その他のもの	60	50	60	50	60	50			
	排出水の量が10,000m ³ 以上のもの	80	60	80	60	90	70			
	排出水の量が10,000m ³ 未満のもの	60	50	60	50	60	50			
	化学工業に係るもの	20	15	20	15	30	25			
	無機化学工業製品製造業に係るもの	25	20	25	20	60	50			
	その他のもの	30	25	30	25	30	25			1
	排出水の量が5,000m ³ 以上のもの	50	40	50	40	60	50			1
	排出水の量が5,000m ³ 未満のもの	15	10	15	10	15	10	2		1
	石油精製業に係るもの	15	10	15	10	50	40	2		
	鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1
	非鉄金属製造業に係るもの	30	25	30	25	30	25	3		
	金属製品製造業又は機械工業に係るもの	50	40	50	40	60	50	3		
	排出水の量が5,000m ³ 以上のもの	15	7	15	7	25	20	2		1
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	20	10	20	10	30	25	2		1	
排出水の量が200,000m ³ 以上のもの	20	10	20	10	30	25	2		1	
排出水の量が200,000m ³ 未満のもの	100	80	100	80	90	70				
洗濯業に係るもの	80	60	80	60	90	70		20		
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	60	50	60	50	60	50	2			
廃油処理施設を設置するもの	40	30	40	30	90	70				
し尿処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50				
下水道終末処理施設を設置するもの	60	50	60	50	90	70				
高級処理する場合	80	60	80	60	90	70	5	30		
中級処理する場合										
その他のもの										
下水道整備地域に所在するもの	食品製造業に係るもの	30	20	30	20	30	20		15	
	排出水の量が1,000m ³ 以上のもの	50	40	50	40	50	40		20	
	排出水の量が500m ³ 以上1,000m ³ 未満のもの	80	60	80	60	80	60		20	
	排出水の量が500m ³ 未満のもの	40	30	40	30	50	40		20	
	動物系飼料、有機質肥料又は動植物油脂の製造業に係るもの	40	30	40	30	50	40		20	
	繊維工業に係るもの	50	40	50	40	50	40			
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	40	30	40	30	40	30			
	排出水の量が10,000m ³ 以上のもの	70	50	70	50	70	50			
	排出水の量が10,000m ³ 未満のもの	15	10	15	10	15	10			1
	化学工業に係るもの	25	20	25	20	25	20			1
	排出水の量が5,000m ³ 以上のもの	15	10	15	10	15	10			1
	排出水の量が5,000m ³ 未満のもの	15	10	15	10	15	10	2		1
	石油精製業に係るもの	15	10	15	10	50	40	2		
	鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1
	非鉄金属製造業に係るもの	30	25	30	25	30	25	3		
	金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	7	15	7	25	20	2		1
	ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	60	50	60	50	60	50			
	洗濯業に係るもの	60	50	60	50	60	50			
	と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	40	30	40	30	40	30	2		
	廃油処理施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60			
	し尿処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50			
	下水道終末処理施設を設置するもの	60	50	60	50	90	70			
	高級処理する場合	40	30	40	30	80	60			
	中級処理する場合									
指定地域特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60				
みなし指定地域特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60				
その他のもの	40	30	40	30	60	50	5	30		

表 4-2-49(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（上乘せ排水基準）

特定事業場の区分	項目	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)		フェノール類含有量 (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量		
								最大	最大	最大	
昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの	80	60	80	60	80	60				
	化学工業に係るもの	排水の量が5,000m ³ 以上のもの		15	10	15	10	15	10	1	
		排水の量が5,000m ³ 未満のもの		20	15	20	15	25	20	1	
	石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1	
	鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2			
	非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1	
	金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	10	15	10	20	15	2			
	ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	15	10	2		1	
	廃油処理施設を設置するもの	15	10	15	10	25	20	2			
	し尿処理施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50				
	下水道終末処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50				
	指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50				
	みなし指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50				
	その他のもの	排水の量が2,000m ³ 以上のもの		15	10	15	10	25	15	2	10
		排水の量が1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満のもの		20	15	20	15	30	20	3	15
		排水の量が1,000m ³ 未満のもの		30	20	30	20	50	40	5	20
	下水道整備地域に設置するもの	化学工業に係るもの	15	10	15	10	15	10			1
		石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1
		鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2		
		非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2		1
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		15	10	15	10	20	15	2			
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		15	7	15	7	15	10	2		1	
廃油処理施設を設置するもの		15	10	15	10	25	20	2			
下水道終末処理施設を設置するもの		25	20	25	20	60	50				
その他のもの		排水の量が1,000m ³ 以上のもの		10	5	10	5	20	15	2	5
		排水の量が500m ³ 以上1,000m ³ 未満のもの		15	10	15	10	30	20	3	10
	排水の量が500m ³ 未満のもの		20	15	20	15	40	30	5	15	

備考

- 1:「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2:「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3:「畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第1号の2に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 4:「食品製造業に係るもの」とは、令別表第1第2号から第10号まで又は第13号から第18号の2までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 5:「果実缶詰製造業に係るもの」とは、令別表第1第4号に掲げる施設のいずれかであって、果実缶詰製造業（果実の瓶詰又はつぼ詰を製造するものを含む。）の用に供するものを設置する工場又は事業場をいう。
- 6:「動物系飼料、有機質肥料又は動植物油脂の製造業に係るもの」とは、令別表第1第11号又は第12号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 7:「繊維工業に係るもの」とは、令別表第1第19号、第20号又は第21号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 8:「パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの」とは、令別表第1第23号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 9:「化学工業に係るもの」とは、令別表第1第22号、第24号から第28号まで又は第30号から第50号までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 10:「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1第26号又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 11:「石油精製業に係るもの」とは、令別表第1第51号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場（当該施設のいずれかと令別表第1第70号に掲げる施設とを併せて設置するものを含む。）をいう。
- 12:「鉄鋼業に係るもの」とは、令別表第1第61号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 13:「非鉄金属製造業に係るもの」とは、令別表第1第62号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 14:「金属製品製造業又は機械工業に係るもの」とは、令別表第1第63号、第65号又は第66号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 15:「ガス供給業又はコークス製造業に係るもの」とは、令別表第1第29号、第57号又は第64号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 16:「洗濯業に係るもの」とは、令別表第1第67号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 17:「と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの」とは、令別表第1第69号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 18:「廃油処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第70号に掲げる施設を設置する工場又は事業場（当該施設と令別表第1第51号に掲げる施設のいずれかとを併せて設置するものを除く。）をいう。
- 19:「し尿処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 20:「下水道終末処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第73号に掲げる施設を設置する事業場をいう。
- 21:「高級処理する場合」とは、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第435号）による改正前の下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条第1項の表に掲げる活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する場合をいい、「中級処理する場合」とは、同表に掲げる高級散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する場合をいう。
- 22:「指定地域特定施設を設置するもの」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 23:「みなし指定地域特定施設を設置するもの」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 24:「排水の量」とは、工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な水の量のうち、当該業種に係るものをいう。
- 25:この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 26:「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 27:この表に掲げる排水基準は、1日当たりの最大量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 28:生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するものみに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

表 4-2-49(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（上乘せ排水基準）

備考（続き）	
29：	この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。
30：	この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場から排出される水を処理する事業場（令別表第1第74号に掲げる施設を設置する事業場をいう。）に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の該当する特定事業場に該当するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が該当する特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
31：	昭和50年1月1日前に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）を公共事業又は環境保全上知事が必要と認めた事業のため、同日以後移転した場合は、当該移転後の特定事業場は、同日前に設置されているもの又は同日前から設置の工事がなされているものとみなす。
32：	令別表第1の改正により新たに特定事業場となった工場又は事業場に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日以後」と、同表備考3中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同表備考31中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」とする。
33：	旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の3に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考31中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。

出典：「香川県生活環境の保全に関する条例」（昭和46年3月20日香川県条例第1号）

(3) 「水質汚濁防止法第三条第三項の排水基準に関する条例」による水質排水基準

香川県では「香川県生活環境の保全に関する条例」（昭和46年3月20日香川県条例第1号）により水質排水基準を定め、規制が行われています。調査区域では、水質特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の汚染の状態について、水質排水基準が定められています。

水質排水基準は、表 4-2-50 に示すとおりです。

表 4-2-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準（水質排水基準）

全有機炭素 (mg/L)	160
備考	
1：検定方法は、規格 K0102 の 22 に定める方法による。	
2：この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が 10m ³ 以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	

出典：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日香川県規則第42号）

12) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

調査区域では、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）第4条の2第1項に規定する総量削減基本方針に係る規制を受ける区域となっています。

13) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域

調査区域では、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号）第5条第1項に規定する関係府県の区域に指定されています。

14) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の十三の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号）第12条の13の規定により指定された自然海浜保全地区はありません。

15) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日法律第61号）第3条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

16) 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第二の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。指定状況は表4-2-51に、位置は図4-2-16に示すとおりです。

実施区域には、瀬戸内海があります。

表 4-2-51 窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	番号	名称	所在地
海域	1	瀬戸内海	—
湖沼	2	奥の池	香川県高松市
	3	久米池	香川県高松市
	4	三郎池	香川県高松市
	5	住蓮寺池	香川県高松市
	6	奈良須池	香川県高松市
	7	平池	香川県高松市及び香川郡香川町

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）
「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

17) 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域

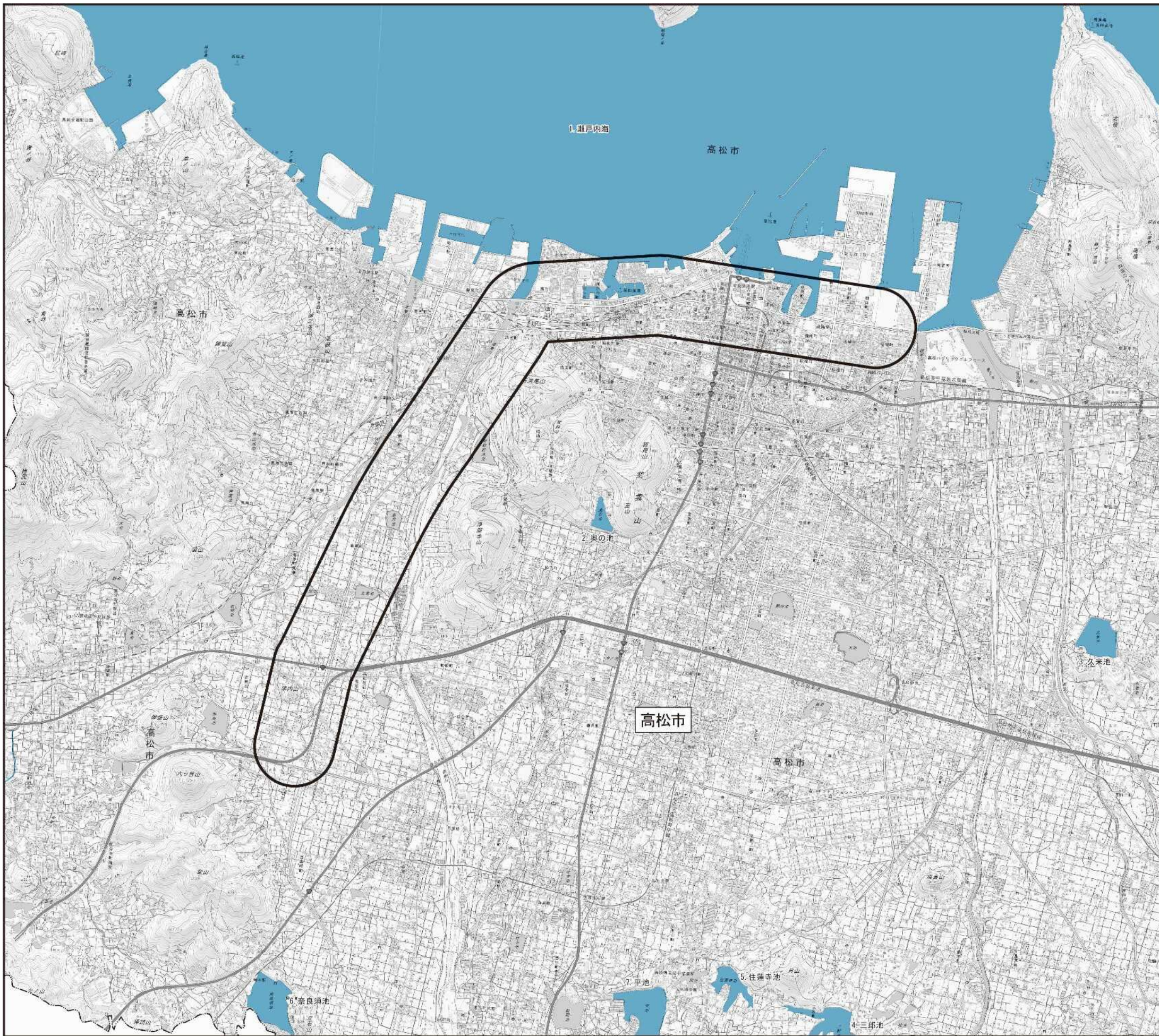
調査区域には、「排水基準を定める省令」別表第二の備考7に規定する磷（りん）含有量についての排水基準を定める海域があります。指定状況は表4-2-52に、位置は図4-2-16に示すとおりです。

実施区域には、瀬戸内海があります。

表 4-2-52 磷（りん）含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	番号	名称	所在地
海域	1	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）
「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年8月27日環境庁告示第67号）



記号	番号	区分	名称
●	1	排水基準を定める湖沼及び海域 (窒素含有量)	瀬戸内海
	2		奥の池
	3		久米池
	4		三郎池
	5		住蓮寺池
	6		奈良須池
	7		平池

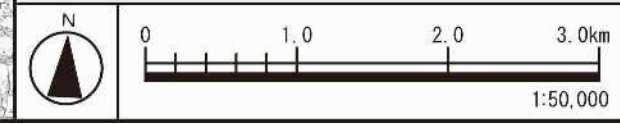
出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」
（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）
「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」
（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

記号	番号	区分	名称
●	1	排水基準を定める湖沼及び海域（りん）	瀬戸内海

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」
（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）
「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」
（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

○ 都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-16 排水基準指定位置図



18) 土壤汚染対策法第六条第一項及び第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第6条の規定により指定された要措置区域はありません。なお、同法第11条第1項の規定により指定された形質変更時要届出区域があります。形質変更時要届出区域の指定状況は表4-2-53に、位置は図4-2-17に示すとおりです。

実施区域には、形質変更時要届出区域が6箇所あります。

表4-2-53 土壤汚染対策法第十一条第一項の規定により指定された区域

番号	指定番号	所在地	区分
1	指-002	高松市北浜町10番39	形質変更時 要届出区域
2	指-005 指-006 指-007	高松市花ノ宮町二丁目1003番1及び1014番1	
3	指-008	高松市木太町字西浜2460番34の一部	
4	指-009	高松市朝日町三丁目493番4の一部、朝日町四丁目496番31の一部	
5	指-011	高松市木太町字東新開2828番1の一部、2828番3の一部、2828番9の一部、2858番17の一部及び2859番8の一部	
6	指-014	高松市勅使町字小山355番1の一部	
7	指-015	高松市朝日町三丁目502番	
8	指-016	高松市朝日町三丁目500番2の一部、501番1の一部及び501番2の一部	
9	指-017	高松市朝日町三丁目510番の一部	
10	指-018	高松市朝日町五丁目430番4の一部	

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況」(令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課HP)

19) ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、廃棄物埋立地及びその跡地について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第15条の17第1項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は表4-2-54に、位置は図4-2-18に示すとおりです。

実施区域には、指定された指定区域はありません。

表4-2-54 廃棄物の埋立地に係る指定区域一覧

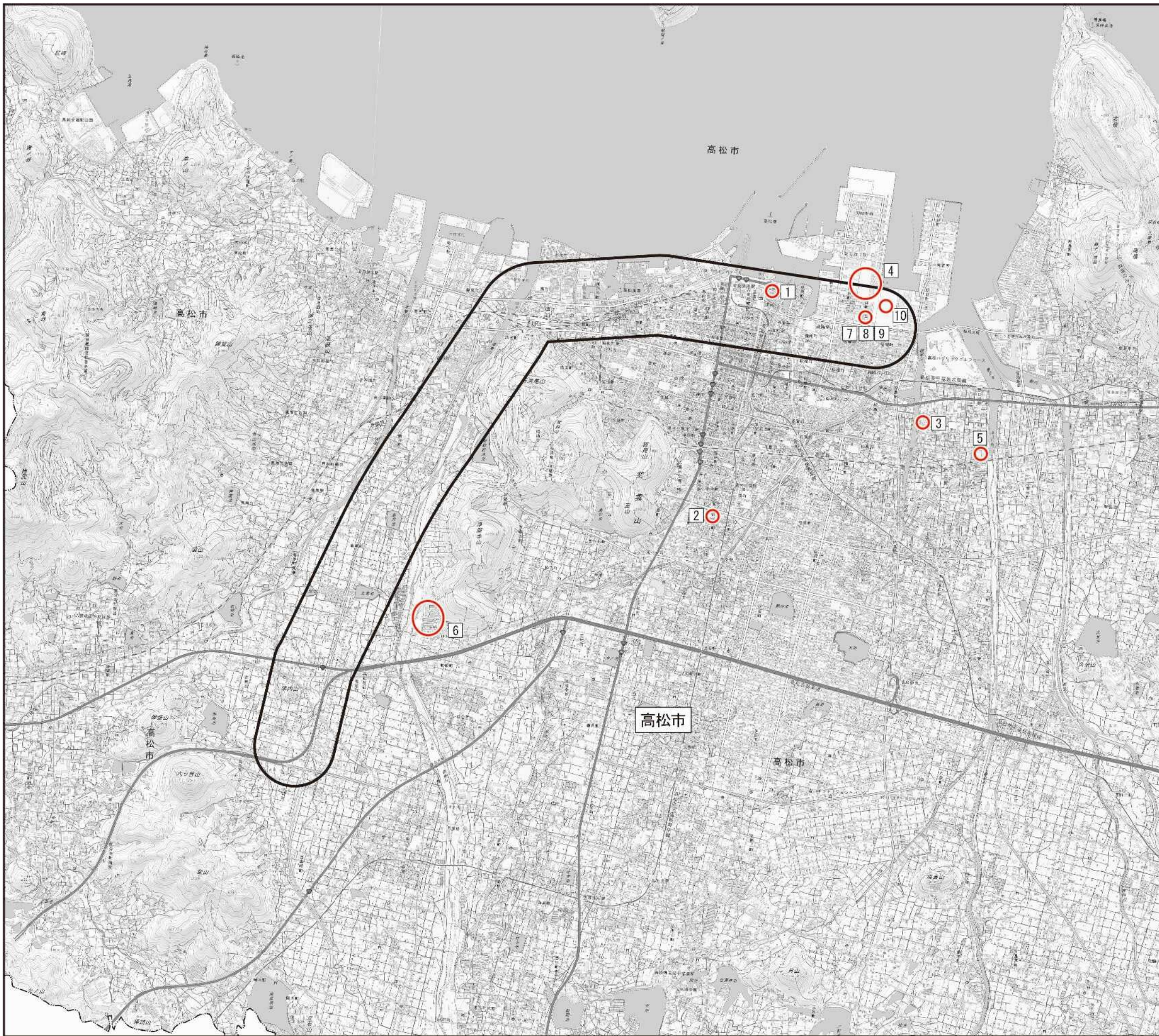
指定番号	所在地	埋立地の地番	埋立地の区分	指定年月日
32	高松市 国分寺町 福家甲	742番1、742番3、742番4、742番5、742番6、742番7、742番8、742番9、742番10、742番11、742番12、742番13、742番14、742番15、742番16、742番17、742番18、742番19、742番20、742番21、742番22、742番23、742番24、792番1、792番4、792番5、792番9、792番10、792番11、795番1、795番6、795番7、795番8、796番4、796番5、796番7、796番8、796番9、796番10、797番1、797番2、797番3、797番4、798番1、798番2、798番4、798番5、798番6、798番7、798番9、798番10、798番11、798番12、798番13、798番14、798番15、798番16、798番17、798番18、798番19、798番20、798番21、798番22、798番23、798番24、800番1、800番4、800番6、800番7、800番8、800番9、800番10、801番1、801番4、801番5、801番6、801番7、801番8、801番9、801番10、801番11、801番12、802番1、802番3、802番4、802番5、802番6、802番12、802番13、802番14、802番15、803番1、803番3、803番4、804番1、804番2、804番3、804番4、804番5、805番1、805番2、805番4、805番5、806番2、806番4、816番2、816番4、816番5、816番6、817番1、817番2、817番4、817番5、817番6、846番1、846番4、846番5、846番6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日政令第300号)第12条の31第1号	平成28年 1月8日
38	高松市 朝日町	4丁目496番55の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日政令第300号)第12条の31第1号	平成28年 3月10日

注) 表中の指定番号は、「廃棄物が地下にある土地の指定」(令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課HP)で示されている指定番号を示している。

出典: 「廃棄物が地下にある土地の指定」(令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課HP)

21) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号)第3条第1項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

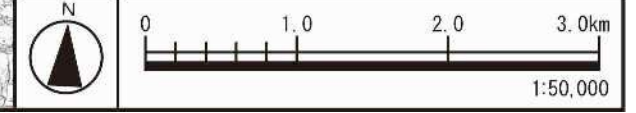


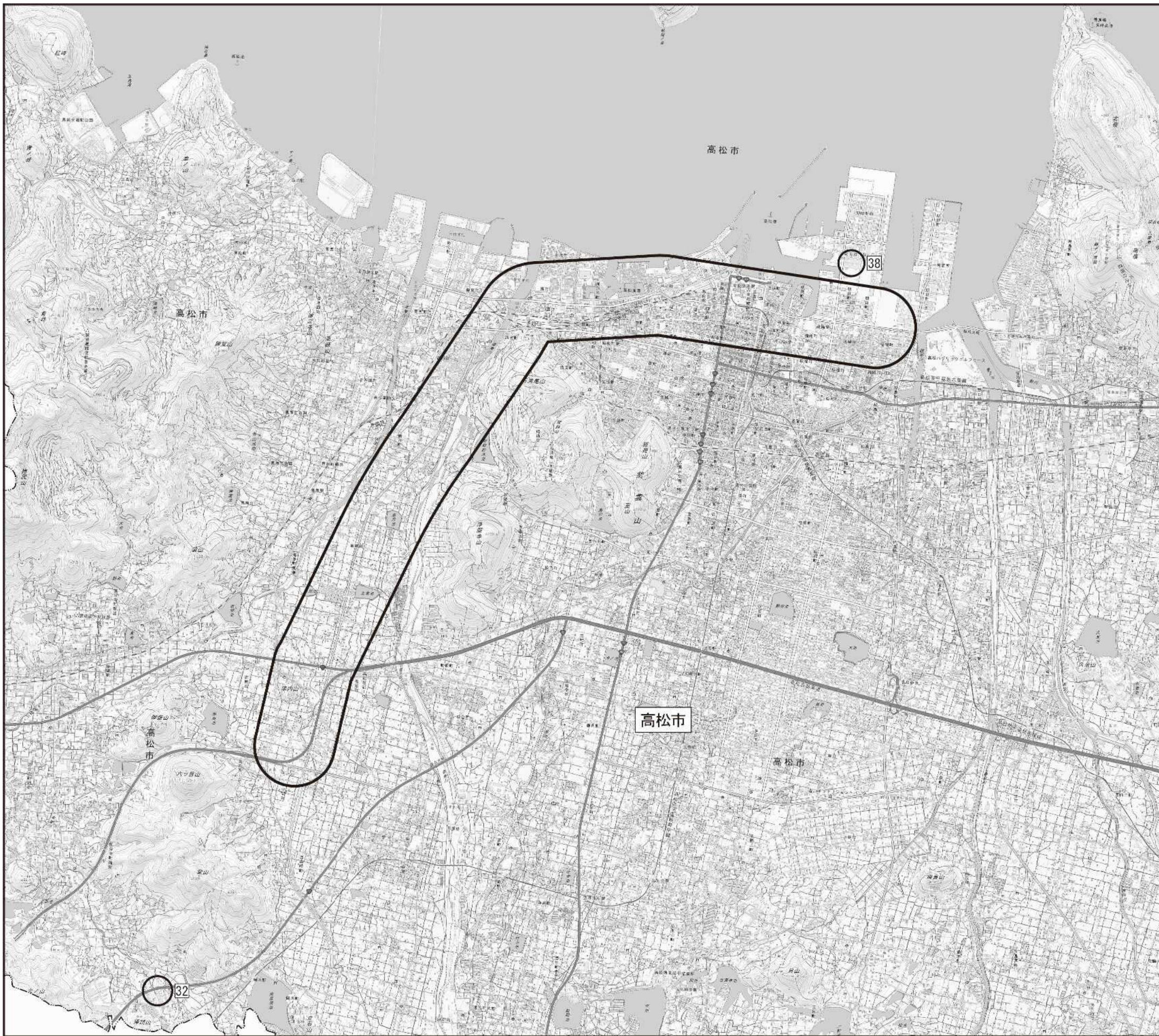
記号	番号	指定番号	所在地	区分
	1	指-002	高松市北浜町10番39	形質変更時 要届出区域
	2	指-005 指-006 指-007	高松市花ノ宮町二丁目1003番1及び1014番1	
	3	指-008	高松市木太町字西浜2460番34の一部	
	4	指-009	高松市朝日町三丁目493番4の一部、朝日町四丁目496番31の一部	
○	5	指-011	高松市木太町字東新開2828番1の一部、2828番3の一部、2828番9の一部、2858番17の一部及び2859番8の一部	
	6	指-014	高松市勅使町字小山355番1の一部	
	7	指-015	高松市朝日町三丁目502番	
	8	指-016	高松市朝日町三丁目500番2の一部、501番1の一部及び501番2の一部	
	9	指-017	高松市朝日町三丁目510番の一部	
	10	指-018	高松市朝日町五丁目430番4の一部	

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況」
 (令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課HP)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-17 土壌汚染対策法の規定により指定された形質変更時要届出区域





記号	指定番号	所在地	区分
○	32	高松市国分寺町福家甲742番1ほか	産業廃棄物の埋立地に係る指定区域
	38	高松市朝日町4丁目496番55の一部	

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定」
(令和7年7月現在、高松市環境局環境指導課HP)

都市計画対象道路事業実施区域

図 4-2-18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された区域

